

平成27年
8月から

介護保険制度の主な改正点

今回の改正は、「高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためのサービスの充実」と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などを目的としています。

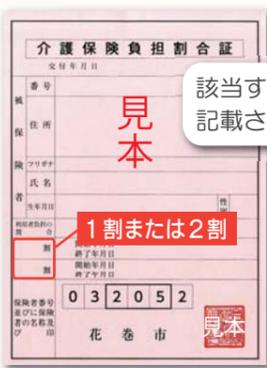
一定所得以上の方は、介護サービスを利用するときの自己負担が2割に

●対象者
65歳以上で本人の合計所得金額が原則160万円以上の人
※詳しくはお問い合わせください



8月から、所得の多い人の自己負担が増えるのね。

●負担割合証の発行
要介護認定を受けた人に利用料の負担割合を示す証明書(負担割合証)を発行します。介護保険サービスを利用するとき介護保険証とともに必要になるものです。
▷有効期限＝1年間(8月1日～翌年7月31日)



該当する負担割合が記載されています。



1割または2割

介護サービスを利用するときの自己負担の限度額を引き上げ

同じ月の介護サービスの利用者負担(1割または2割)の合計が、決められた限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

この限度額が、市民税課税世帯では、同一世帯の65歳以上の人の所得状況によって37,200円から44,400円に引き上げになる場合があります。
※詳しくはお問い合わせください

低所得の施設利用者の食費・居住費への補助の要件を変更

所得の低い人に対しては、介護施設での居住費と食費に自己負担の上限額が設けられています。この上限額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設などに支払われます。

この制度の対象となる低所得者の条件が変わり、次のいずれかの場合は対象外となります。
▷預貯金など＝単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えている場合
▷配偶者の所得＝世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者が課税されている場合

8月から、負担する能力のある人は対象外になるんだな。



介護保険料の決め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)
市内における今後3年間の介護

※8月から、制度の一部が変わります。詳しくは左ページをご覧ください

介護保険とは
介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。
その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。みんなが負担し合うことで、介護が必要になった人は、費用の一部を支払うだけで、さまざまな介護サービスが安心して受けられます。

介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)
特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。
▽特別徴収(年金からの差し引き)

サービスの利用見込みから、負担いただく一定の基準額を算出し、この基準額に一人一人の収入額などを考慮した負担割合を乗じて決定しています。
本年度から平成29年度までの保険料は下表のとおりです。これまでにより平均で13割高くなっています。
サービスの利用見込みから、負担いただく一定の基準額を算出し、この基準額に一人一人の収入額などを考慮した負担割合を乗じて決定しています。



●65歳以上の人の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	基準額	負担割合	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	66,100円	0.40	26,400円
第2段階			0.65	43,000円
第3段階			0.75	49,600円
第4段階	課税世帯で本人 は市民税非課税		0.90	59,500円
第5段階(基準額)			1.00	66,100円
第6段階			1.20	79,300円
第7段階			1.25	82,600円
第8段階			1.50	99,200円
第9段階			1.55	102,500円
第10段階			1.75	115,700円
第11段階			2.00	132,200円

納入通知書は7月中旬に発送。年金の支払い(年6回)の際に差し引かれます。
65歳以上の人は、原則として、この特別徴収となりますが、次の①

- ① 年金の年額が18万円未満の人
- ② 年金を受給していない人
- ③ 年度途中で所得段階が変更になる人
- ④ 年度途中で転入してきた人
- ⑤ 新たに65歳になった人

なった人
④ 年度途中で転入してきた人
⑤ 新たに65歳になった人
普通徴収(納付書や口座振替での納付)
7月上旬に発送する納付書により、市内各金融機関やコンビニエンスストアなどで納付いただきます。納期は年7回で、第1期の納期限は7月31日(金)です。なお、うちよ銀行(郵便局)での納付を希望する人は、本庁長寿福祉課または各総合支所健康福祉係にお申し出ください。

■40歳～64歳の人(第2号被保険者)
加入している医療保険の保険料と併せて納めます。
口座振替による納付を希望する人は、市内の金融機関にお申し込みください。

【問い合わせ先】
▽本庁長寿福祉課
(☎24・2111内線518)
▽各総合支所健康福祉係
大 迫(☎48・2111内線272)
石 鳥 谷(☎45・2111内線226)
東 和(☎42・2111内線244)